

在留資格「特定技能1号」への移行について

概要

- EPA介護福祉士候補者として入国し、4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事した者(※1)については、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等が免除されます。
- 「特定技能1号」に移行することにより、さらに最長で5年間(※2)、引き続き、介護施設等で就労することが可能となります。

(※1) 具体的には、直近の介護福祉士国家試験の結果通知書により、

- ・ 合格基準点の5割以上の得点であること
- ・ すべての試験科目で得点があること

について、地方出入国在留管理官署で確認します。

(※2) 5年の在留期間中に介護福祉士国家試験に合格した場合は、在留資格「介護」に移行が可能となります。この場合は、在留期間更新の回数制限なく、介護施設等で就労することができます。